

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>二 第二類医薬品</p> <p>イ 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（第一類医薬品及び毒薬又は劇薬を除く。）</p> <p>ロゝホ （略）</p> <p>別表第一</p> <p>一ゝ四 （略）</p> <p>五 ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロルボス五%以下を含有するものを除く。）に限る。</p> <p>六ゝ十一 （略）</p> <p>十二 トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改善薬に</p>	<p>二 第二類医薬品</p> <p>イ 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（毒薬又は劇薬を除く。）</p> <p>ロゝホ （略）</p> <p>別表第一</p> <p>一ゝ四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五ゝ十 （略）</p> <p>（新設）</p>

限る。

十三 ニコチン。ただし、貼付剤に限る。

十四・十五

十六 ミコナゾール。ただし、臙劑ちように限る。

十七〜二十一 (略)

別表第三

無機薬品及び有機薬品

一〜百四十九 (略)

百五十 ニコチン。ただし、貼付剤を除く。

百五十一〜百八十九 (略)

百九十 フラボキサート

百九十一〜二百十四

二百十五 ミコナゾール。ただし、臙劑ちようを除く。

二百十六〜二百五十一 (略)

(新設)

十一・十二

(新設)

十三〜十七 (略)

別表第三

無機薬品及び有機薬品

一〜百四十九 (略)

百五十 ニコチン

百五十一〜百八十九 (略)

(新設)

百九十一〜二百十三

二百十四 ミコナゾール

二百十五〜二百五十 (略)